平成２２年（フ）第３７１号
長野県松本市元町３丁目２番Ａ―202号　市営住宅
債務者　小松　敏江
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５２８号
岐阜県美濃市1231番地
債務者　須田　宗一
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５４１号
岐阜市日野北５丁目21番16号
債務者　堀江　俊江（旧姓矢嶋）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６２６号
岐阜市市橋４丁目３番８号コーポ名和101号室
債務者　畑山　　厚
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６３５号
岐阜市敷島町８丁目14番地１
債務者　佐田　幸恵
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６５１号
岐阜県羽島郡岐南町下印食３丁目68番地　名南ヴィレッヂ６Ｂ、住民票上の住所岐阜市天池２丁目10番41号平光アパート７号室
債務者　小林　友里
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７３０号
岐阜県瑞穂市生津天王町１丁目60番地　グランディア天王106号
債務者　田中　岳志
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７３４号
岐阜県各務原市緑苑北２丁目94番地
債務者　後藤　裕二
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７３８号
岐阜県羽島郡岐南町八剣北５丁目65番地シェラトンＨＡＬ　５Ａ号室
債務者　川島　右嗣
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７６７号
岐阜県瑞穂市古橋1461―１　エスポアールＦＵＫＵＮＯ　Ａ203号、住民票上の住所岐阜県大垣市静里町142番地６
債務者　吉田　　博
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４１号
三重県名張市赤目町丈六１番地、住民票上の住所三重県名張市東田原2610番地６
債務者　山下　浩明
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３６５号
三重県三重郡川越町大字当新田605番地７
債務者　早川　美加（旧姓河邉）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
三重県桑名市陽だまりの丘７―2916　レオパレスサンヒルズ103号、住民票上の住所愛媛県八幡浜市向灘409番地
債務者　平山　一也
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
三重県桑名市星見ヶ丘３丁目1201番地　グリーンピアＡ棟104号
債務者　水谷　正人
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
三重県桑名市星見ヶ丘３丁目1201番地　グリーンピアＡ棟104号
債務者　水谷あきの
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９１１号
兵庫県相生市若狭野町西後明162番地の８
債務者　藤木ひとみ
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２８３号
鳥取県鳥取市徳吉272番地１　市住Ｒ11―25号、旧住所鳥取県米子市西福原５丁目５番16号　エスポワールワン102号室
債務者　庄司　正子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鳥取地方裁判所民事部